

Title	明治初年農家世帯の就業構造：山梨県下4カ村『人別調』の分析(2)
Sub Title	Employment structure of the farm household sector in the early Meiji period : an analysis of the listings of population for four Yamanashi villages (2)
Author	斎藤, 修
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1985
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.78, No.2 (1985. 6) ,p.109(15)- 122(28)
JaLC DOI	10.14991/001.19850601-0015
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19850601-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治初年農家世帯の就業構造

—山梨県下4カ村『人別調』の分析(2)—

齋藤 修

目次

はじめに

I データの性格

II 村落経済の概観

III 有業率プロフィールと農家兼業(以上前号)

IV 余業就業率の決定要因(以下本号)

1. 農家階層の影響

2. 相互作用

V 結論と含意

補論 統計的有意性の検定

IV 余業就業率の決定要因

出稼にかぎらず、近隣における日雇稼も商工活動も、そして養蚕も、農家にとっては余業として考えられていた。農家成員個人のレベルではそれらが本業であって農作が副業であったとしても、それらへの就業は世帯との関連においてなされたのであり、したがってまた世帯の本業(家業)が農作である以上、農作との関連において決定されたのである。そこで、農村におけるこれらの経済活動を一括して余業と呼ぶことにしよう。そして、そのタイプとして——前節でみてきたように——(1)養蚕、(2)雇用労働、(3)雇用労働の形態をとらない非農業活動の3つに分類することにする。ただし第3番目のタイプは、男子の場合と女子の場合とにおいてまったく内容を異にしていた。前節末で明らかにしたように、男子のそれは戸主の家業としての余業であり、女子の場合はまったく内職的な余業であった。その意味では、實際上ここでは4つの分類を考えているといってもよいであろう。

本節では、まず最初に、個人について定義された、このタイプ別余業就業率への世帯要因の影響を分析する。次いで、余業タイプ間の相互作用、すなわちあるタイプの余業を行うことが他の余業への就業率にどのような効果をもっていたかを考察する。

1 農家階層の影響

ここでは世帯要因として、個人の世帯上の地位と、本業である農作からの(可処分)所得とを考
える。前者は、戸主であるか否か、戸主でない場合には性・婚姻状態といった個人の属性によって
決まってくると考えてよい。後者にかんしては直接的データはない。しかし、耕地所有のあり方
によって区分された農家階層(直作, 直下作, 下作)の影響はみることができる。農家階層ごとに—
単位面積当りの収量については必ずしも明確なことをいえないかもしれないが—経営面積と小作
料支払額の有無, およびその多寡とが異なることは明らかであるので、農家階層別の余業就業率を
みることによって農作の余業への影響を考察することができよう。

最初に、直接農作に従事する農家の余業就業のあり方が、他の職業階層の世帯のそれと比べてど

表 6A 階層別余業就業率：男子

個人が属する世帯 の戸主の職業階層	有業者のうち下記に就業するものの総人数(N) ¹⁾ にたいする%			(N)
	養 蚕	雇用労働	非農・非雇用 ²⁾	
非 農 業	0	30.0	66.7	(30)
農 作 主	1.7	1.7	58.9	(56)
農 家：直 作	20.6	0	10.7	(214)
直下作	11.1	0.9	9.3	(225)
下 作	8.5	6.1	12.2	(376)
農 家 計	12.4	3.1	11.0	(815)
農 作 雇 ³⁾	3.4	100.0	0	(29)
合 計	11.1	6.9	15.4	(930)

資料：南八代村, 北八代村, 岡村, 増田村「家別表」。

註 1) 次に該当するものを除く：

イ) 10歳未満

ロ) 「年齢知レス」

ハ) 「職業知レス」

ニ) 「身上〔婚姻状態〕知レス」

ホ) 属する世帯の戸主が無業, 「職業知レス」, あるいは耕地所有の状況が不明のケース

ヘ) 「不具者」。

2) これが何を意味するかについては、表3A註3)を参照。

3) 3つのパーセンテージの合計が100をこえるが、これは1人で2つの業を兼ねるものがあるからである。したがって—これはどの階層についてもいえることであるが—3欄の合計が全余業就業率に等しくなるもたぎらない。

表 6B 階層別余業就業率：女子

個人が属する世帯 の戸主の職業階層	有業者のうち下記に就業するものの総人数(N)にたいする%			(N)
	養 蚕	雇用労働	非農・非雇用	
非 農 業	9.9	22.6	19.6	(31)
農 作 主	62.2	0	8.9	(45)
農 家：直 作	57.4	0	13.0	(223)
直下作	60.2	0.8	20.1	(249)
下 作	49.6	4.3	22.0	(395)
農 家 計	54.7	2.2	19.1	(867)
農 作 雇	0	76.5	0	(17)
合 計	52.6	4.1	18.3	(960)

資料と註：表6Aをみよ。

明治初年農家世帯の就業構造(2)

のような特徴をもっていたかについて一瞥しておく(表6)。

養蚕従事者は男子103名、女子505名であったが、そのほとんどが直作・直下作・下作という農家世帯の構成員であった。すなわち男子では101名、女子では474名がそうであった。しかし、表6によって就業率という面からみると、農作主を戸主とする——すぐ後にみるようにその多くは商業を余業とする——世帯の女子も多数、養蚕には従事をしていた。実際、就業率は、サンプル数が小さいので有意な差ではないが、農家の平均を若干上回っていたのである。

雇用労働従事者は、この4カ村では多くはない。男子64名、女子39名で、その半分あるいはそれ以上は農業経営世帯以外から供給されていた。とりわけ、階層としてはマージナルな農作雇を戸主とする世帯に集中していた。この階層では実に10歳以上の男子はすべて、女子の4分の3が、なんらかの形で——すなわち日雇かあるいは他世帯への住込奉公人か——雇用労働に携っていた。⁽³⁴⁾

非農業的余業に眼を転ずると、男子143名のうち90名が農家世帯からであったから、その意味で「農間渡世」のウェイトはこのように純農業村落であったところでも無視できないものがある。ただ就業率という面からいえば、その水準は決して高くはなく、10%前後であった。これにたいして農作主階層では、10歳以上男子の60%近く、もし既婚者のみをカウントすれば72%が非農業(そのほとんどが商業)に従事していた。この事実は、戸主あるいはそれに準じた世帯上の地位にある男子が「農間渡世」として商業活動を行うようになるということが、農業経営者をして農作主化させるひとつの契機であったことを示唆していよう。⁽³⁵⁾

これにたいして女子の場合、大部分の非農・非雇用的余業従事者は農家世帯から供給されていた(176名中の166名)。しかも就業率の点でも、農家階層は非農階層と肩を並べる水準にあった。そして、このカテゴリーにおける男女間にみられた顕著なパターンの違いは、女子のそれがまさに内職的な就業であったということの反映なのである。

このようにみえてくると、非農はもちろん、農作雇や農作主階層は、実際に農作を営んでいる階層とかなり異なった余業就業パターンをもっていたことがわかる。それゆえ、農作の余業就業への

注(34) もっとも、この階層に属する世帯には、一組の夫婦を中核とする家族の形態をとらない場合が多い。たとえば、北八代村の22歳の未婚男子を戸主とする家では、他の構成員が64歳の母(夫死)と20歳の未婚の甥だけであり、母が「自宅ノ用ヲ足ス」だけの木綿糸取と針仕事、甥が農作雇に従事していた。

(35) 男子はすでに完全に農作から足を洗い、女子が養蚕に従事していたという例として、次の南八代村のケースはその典型であろう(カッコ内年齢)。

戸主(48)	農作主/質渡世
父(79)	職業ナシ
母(72)	職業ナシ
妻(41)	養蚕/針仕事
次女(24)	養蚕/針仕事
養男(次女の夫, 26)	質業/穀商
孫(男, 2)	職業ナシ
孫(女, 1)	職業ナシ

影響を農家階層別余業率によってみようとする場合、農作主および農作雇世帯を農家のカテゴリーに含めないのが適当であろう。

表6は、その狭義における農家階層間の余業就業率の変位をも示している。一般に、勤労者世帯の所得階層と有業率の間には負の相関がみられるが(ダグラス=有沢の第一法則)、農家の余業就業率の場合はどうであろうか。表6によれば雇用労働および女子の家内手工業就業にかんしては、農家階層が下がると就業率が上昇するという関係がみられることがわかる。⁽³⁶⁾これにたいして養蚕および男子の商工兼業の場合、そのような明瞭な関係がみられない。関係がみられるとしても——男子の養蚕のケースのように——逆の関係にあったようにさえ思われる。そこで次に、農家階層の影響を、男女別だけではなく、婚姻状態別にも区分してみることにする。それが表7である。

人数の点では多くはないが、農家階層の就業率への影響がもっとも明瞭にみられるのが雇用労働の場合である。⁽³⁷⁾個人の属性カテゴリーのどれをとっても、就業者は下作農家に集中している。直作ではゼロ、直下作では男女合せて4名にすぎないが、下作農家からの就業者は40名に達する。その

表7A 性・婚姻状態・農家階層別の余業就業率：農家の男子のみ

個人の婚姻状態、 戸主の階層	有業者のうち下記に就業するものの総人数(N)にたいする%			(N)
	養蚕	雇用労働	非農・非雇用	
未婚者(10歳以上)				
直作	12.5	0	2.7	(72)
直下作	7.1	1.4	0	(70)
下作	5.9	6.7	2.2	(135)
有配偶者				
直作	26.0	0	15.4	(123)
直下作	12.0	0	14.8	(142)
下作	10.1	6.3	18.3	(208)
離死別者				
直作+直下作	18.8	3.1	6.3	(32)
下作	9.1	3.0	15.2	(33)
既婚者計 ¹⁾				
直作	24.6	0	14.8	(142)
直下作	12.9	0.5	13.5	(155)
下作	10.0	5.8	17.8	(241)

資料：表6Aをみよ。

註1) 有配偶者+離死別者。

2) その他の点は、表6Aの註をみよ。

注(36) なお表6Aで、農作主世帯に男子の雇用労働従事者がいることに奇異の念をもつひともいるだろう。しかし、すでに指摘しておいたように(前号, 23頁)、この階層の世帯すべてが富裕な地主であったわけではない。世帯内に男子労働力が存在せず、年少者が名義上戸主となっているため、所有地が貸付られ、戸主の職業欄に「農作主」と書かれるようなケースもあったのである。実際、それは南八代村でみられたことである。戸主は12歳、世帯内に彼より年長の男子は父(35歳)と祖父(69歳)がいたが、父の職業は「筆耕備」、祖父は無職であった。何らかの(身体上の?)理由で、父は農作業をすることができず、また戸主の責を果すこともできなかったのであろう。

(37) このような影響が統計的にどこまで有意かということについては、補論を参照。以下の議論もすべて、そこにおける統計的検定の結果を踏まえている。

明治初年農家世帯の就業構造(2)

表 7B 性・婚姻状態・年齢階層・農家階層別の余業就業率：農家の女子のみ

個人の婚姻状態・年齢階層、 戸主の階層	有業者のうち下記に就業するものの総人数(N)にたいする% 養 蚕	雇用労働	非農・非雇用	(N)
未婚者 (10歳以上)				
直 作	19.0	0	24.1	(58)
直 下 作	21.2	3.8	23.1	(52)
下 作	14.0	11.8	31.2	(93)
有配偶者 (35歳以上)				
直作+直下作	91.3	0	7.9	(126)
下 作	75.5	1.0	11.2	(98)
有配偶者 (35歳以上)				
直作+直下作	75.2	0	8.8	(137)
下 作	69.7	0	16.5	(109)
有配偶者計				
直 作	82.8	0	4.9	(122)
直 下 作	83.0	0	11.3	(141)
下 作	72.5	0.5	13.5	(207)
離死別者				
直 作	37.2	0	20.9	(43)
直 下 作	39.3	0	39.3	(56)
下 作	34.7	5.3	31.6	(95)
既婚者計				
直 作	70.9	0	9.1	(165)
直 下 作	70.6	0	19.3	(197)
下 作	60.6	2.0	19.2	(302)

資料と註：表7Aに同じ。

44名のうち半数以上の23名が未婚者であったから、雇用労働への参加はまずなによりも下作農家の子女に典型的にみられたといえよう。就業率の点では、男子の有配偶者、女子の離死別者が次いで高いが、男子有配偶者で雇用労働従事者の大部分（13名中の10名）は戸主であり、その場合下農作／農日雇と明示してある例があることからわかる通り、農間の日雇稼であった。これにたいして未婚者の場合は、すでに指摘したように、かなりのケース——とりわけ炊屋・子守雇と書かれているときは——出稼の住込奉公人であったと思われる。

雇用労働に次いで農家階層の影響が明瞭なのは、女子の非農業就業である。表7Bから、未婚者についても既婚者についても、下の階層ほど就業率が高いという関係が読みとれる。ただ注意しなければならないのは、雇用労働のときに比べてその関係がはっきりしていないということ、また就業率に差を生じさせる階層間の境界が——下作と直下作の間ではなく——直作と直下作の間にあるように思われる点である。事実、統計的にみて一応は有意と認められる差は、既婚者の、すなわち⁽³⁸⁾有配偶者と離死別者の場合に直作と直下作の間においてのみ観察されるのである。なぜ未婚者の場

注 (38) いずれも、両側検定で10%の有意水準に達している。

表8 農家戸主の非農業兼業：男子の場合のみ

農 家 階 層	農家戸主(N)のうち下記を兼業するものの%			(N)
	商 ¹⁾	工 ²⁾	計	
直 作	11.7	0	12.8 ³⁾	(94)
直 下 作	12.1	3.4	15.5	(116)
下 作	6.2	5.2	11.4	(211)
計	9.7	3.6	13.5	(421)

資料：表6Aに同じ。

註1) 商の Kategorii の大部分は「……商」と書かれた職業であるが、質渡世、旅籠業も含む。

2) 工の Kategorii の多くは職人であるが、その他に水車業、黒織、綿打も含める。

3) 商工の他に「神教導職」1名を含む。

合には有意な差が現われないのか、既婚者についても直下作と下作の間では差が生じないのはなぜか、理由は必ずしも明らかではない。機織や糸取は、ある年齢に達した農家の娘なら階層とは関係なく習い覚えなければならないという面があるのかもしれないし、また、直作や直下作層の木綿糸取には——そう明示されてはいないが——かなり「自宅ノ用ヲ足ス」だけの場合があったのかもしれない。しかし、これらの留意点を念頭においても、農家階層の女子家内手工業就業率への影響を否定はできないように思われる。

これにたいして、非農業就業の場合でも男子については、そのような影響を——少なくとも表7Aから——認めることはできない。未婚者の就業率はネグリジブルなので、いま考察を既婚者に集中するとしても、階層間に明瞭なパターンは浮び上ってこない。このカテゴリーに入るのは大部分、商業および職人的活動であるが、商と職人的手工業という意味での工との間にパターンの相違があったことが考えられる。そこで戸主のみについて、商工別に就業率をみたのが表8である。このように区分すればはっきりするように、商にかんしては階層が上なほど就業率が高く、工についてはその逆の関係がみられる。すなわち、両者を合わせると相殺しあって階層の影響が不明瞭となったわけである。ただ商の場合、直下作と下作との間には有意な関係が認められるが、直作と直下作の間には差がないこと、工の場合には、純粹の職人とはいえない黒織と綿打を除くと有意な差があるとはいえなくなることには、注意をしておきたい。逆に、商のなかでも質渡世、工の場合には水車業といった、営業上の必要資金量が大きい職種は上層（前者では直作、後者では直下作）のみにみられる。⁽³⁹⁾ 結局、戸主あるいは男子既婚者の商工兼業にかんしては、農作所得補充の必要度と営業上の必要資金の多寡という2つの相異った要因があり、商については後者の要因が強く、工にかんしては前者の要因がやや強く作用していたと考えることができよう。

ふたたび表7に戻り、養蚕についてみよう。ここでは、個人の属性のどのカテゴリーをとっても、階層が上なほど就業率が高いという傾向がみられる。その意味で、雇用労働あるいは家内手工業の

注(39) 商のうちでは穀商（あるいは米穀商）も上層に多い。ただ、下作農家が兼業する例も1例みられる。これにたいし雑品商は、下層のほうに多くみられる。蚕糸関連では、生糸商が直作と直下作に1例ずつ、繭商が下作に1例ある。

明治初年農家世帯の就業構造(2)

場合と対照的である。けれども、その関係は未婚者よりも既婚者において明瞭に現われており、有意な差が観察される場合でも、それは男子においては直作と直下作の間で、女子の場合は直下作と下作の間でみられるという相違がある。養蚕といっても、大別して桑園の管理、蚕の世話、繭の出荷・販売という3つのプロセスがあるが、最初と最後が主として男子の仕事、蚕の世話が女子の、とりわけ主婦の仕事であったので、男女間にみられるパターンの微妙な差は、あるいはこの点と関係があるのかもしれない。また、女子有配偶者を35歳未満と以上に区分してみると、階層の影響が端的に現われるのは若い年齢層においてであることもわかる。直作および直下作におけるその年齢層の主婦はほとんどすべて(91%)、農作と養蚕との双方に従事していたわけであり、その意味でも農作のあり方との正の関連が明瞭である。養蚕もまた、男子の商業兼業とならんで、ダグラス=有沢の第一法則でもって考えることのできないタイプの余業であったといえよう。

2 相互作用

養蚕と商業兼業とが農家階層と正の相関をもっていたという事実発見は、下作農家の余業就業機会がそれだけ少なかったことを意味している。しかし東八代郡のこの地域の場合、実際には、総戸数220戸の下作農家のうち約4分の3が養蚕に従事していた。商あるいは工を兼業する下作人も24戸存在していた。後者の比率(11%)はそれほど高い値ではないが、この地域にかんするかぎり、下作農家の余業選択の幅が現実にはそれほど狭くはなかったといえよう。

表 9 養蚕と余業就業率との関連：下作農家の場合

個人の性・婚姻状態、 養蚕農家の別 ¹⁾	有業者のうち下記に就業するものの総人数(N)にたいする%		(N)
	雇用労働	非農・非雇用	
A 男子			
未婚者(10歳以上)			
養蚕農家	3.6	1.8	(112)
非養蚕農家	21.7	4.3	(23)
既婚者 ²⁾			
養蚕農家	2.7	17.6	(187)
非養蚕農家	16.7	18.5	(54)
B 女子			
未婚者(10歳以上)			
養蚕農家	8.6	32.9	(70)
非養蚕農家	21.7	26.1	(23)
既婚者 ²⁾			
養蚕農家	1.7	14.8	(237)
非養蚕農家	3.1	35.4	(65)

資料：表6Aに同じ。

註1) ここで養蚕農家とは、世帯内の少くとも1人が——主業であると副業であるを問わず——養蚕に従事している農家をいう。したがって非養蚕農家とは、養蚕に従事するものが1人もいない農家である。

2) 有配偶者+離死別者。

3) その他の点については、表6Aの註をみよ。

これらの事実から次のような問題がでてくる。養蚕農家あるいは商工兼業農家の場合、それらを兼業しない農家と比較して、他の余業への就業率は高かったのであろうか、低かったのであろうか。別ないい方をすれば、農作のあり方が余業就業に影響を与えたというだけではなく、あるタイプの余業への関わり方によって他のタイプの余業への就業に影響をうけるということがあったのではないだろうか。すなわち、余業就業の間に相互作用があったと考えられないであろうか。そこで以下では、農家階層の影響をコントロールするために分析対象を下作農家に絞り、そのなかで養蚕(あるいは商工)を兼ねる世帯と兼ねていない世帯とを分け、2つのグループ間で余業就業率に差があるかどうか、あるとすればどちらの就業率が高いかということを見てゆくことにする。

表9が、養蚕への従事の有無が雇用労働および非農・非雇用労働就業率へどのような影響を与えていたかを示す。ここでは養蚕農家を、戸主あるいはその妻の養蚕就業の有無によっては定義せず、世帯内に少なくとも1人の養蚕就業者がいるか否かによって定義している。また、前表6、7と比べてサンプル数が小さくなっているため、有配偶者と離死別者を区別せず、既婚者として一括することにする。

まず雇用労働就業率への影響をみる。ケースの数が少ない(6例)女子既婚者の場合を別とすれば、いずれも非養蚕農家の就業率のほうが養蚕農家のそれよりも際立って高い⁽⁴⁰⁾。明らかに、養蚕への従事は雇用労働への就業を抑える効果をもったのである。ここで興味深いのは、養蚕が主として女子の家族労働を需要したがゆえに女子の雇用労働就業を抑制したというだけではなく、ある意味ではそれ以上に、男子の雇用労働への労働供給を抑制したという点である。それは養蚕からの所得効果と看なすことができよう。そしてその点で、農家階層を通してみた農作の効果と基本的に同じであったといってよいであろう。

農家階層についてみた場合と類似の結果は、非農・非雇用労働への就業についても観察される。男女の未婚者、男子既婚者については就業率に有意な差がみられないが、女子の既婚者にかんしては非養蚕農家のほうが就業率が高いという関係がみられ、その差も十分に有意な大きさである。いいかえれば、養蚕への従事は女子の家内手工業への就業を抑制する効果をもったが、その効果が端的に現われたのは既婚者にたいしてであって、未婚者にはなかったのである。

このように、養蚕の効果は、雇用労働あるいは非農業就業にかんするかぎり、農作のそれと基本的に同一であった。それでは次に、商工兼業についてはどうであろうか。表10が、戸主の商工兼業の有無が雇用労働および非農業就業率へどのような影響を与えていたかを示している。なお、商工兼業の下作農家は数が少ないので、本表では個人の属性による区分をしていない。ただし、男子の非農業就業者の大部分は戸主の商工兼業者なので、非農・非雇用カテゴリーにかんしては女子のみ

注(40) ただし、女子未婚者の場合、サンプル数が小さいので z の値は小さく、10%点にも達していない。

(41) 24例を分類すれば次のようになる。商は、穀商(2)、醬油商、青物商、繭商、牛馬商、古鉄商、雑品商(6)の13人、工は、大工、石工(2)、畳刺、草屋根葺(2)、木挽、黒鉄(2)、綿打(2)の11人である(カッコ内は2例以上あるときの人数)。

明治初年農家世帯の就業構造(2)

表10 商工兼業と余業就業率との関連：下作農家の場合

戸主の兼業 ¹⁾	有業者のうち下記に就業するものの総人数(N)にたいする%	
	雇用労働 (N) ²⁾	非農・非雇用 (N) ³⁾
商 工 兼 業	4.8 (83)	4.7 (43)
非 兼 業	5.2 (688)	24.1 (352)

資料：表6Aに同じ。

註1) 表8における下作農家の商工兼業に対応する。したがって、ここでいう「非兼業」は、商工以外の兼業およびまったくの非兼業との双方を含む。

2) 10歳以上の男女計

3) 10歳以上の女子計。

について就業率の差をみている。

表10をみれば一目瞭然のように、雇用労働にかんしては商工兼業農家と非兼業農家との間に就業率の差はないが、女子の家内手工業就業にかんしてははっきりとわかる差があり、農家戸主の商工兼業は抑制効果をもっていた。この女子家内手工業就業への抑制効果は、したがって、農作、養蚕、商工兼業のすべてについて認められたことになる。雇用労働の場合、商工兼業にかんしてのみその効果がみられなかったわけであるが、それがいかなる理由によるのかはわからない。たんに事例数があまりにも少なすぎることからくることかもしれないし、また事例数が少ないにもかかわらず、ここでいう商工があまりにも雑多な職業を含んでいることが影響しているのかもしれない。

商工兼業の影響にかんしては、このようにまだ不分明なところが残っている。それは、より多くの事例が得られる他の地域のデータ発掘をまたなければならぬ点でもある。しかし全体としてみれば、養蚕および商工兼業の雇用労働就業率あるいは女子の非農業就業率への効果が、基本的に農作のそれと同一であったという結論を導き出しても、それほど大きな誤りを犯してはいないように思われる。そしてその効果のポイントが、養蚕・商工兼業からもたらされる追加所得の労働供給抑制効果にあったということも、いいうることであろう。

V 結論と含意

以上で、山梨県東八代郡4カ村『人別調』の個票である「家別表」の分析を終る。この地域は、第II節でみたように明治初年の農村としてとりたてて例外的とはいえないが、しかし、第三—IV節における観察結果からあまり強い結論と含意とを導き出すことは控えたほうがよいかもしれない。4カ村をプールして分析を進めてきたが、クロス作^{クロスセクション}表を重ねるとサンプル数が小さくなりすぎるという、統計上の問題は回避できなかった。また、この地域自体、大量の出稼供給地あるいは農村工業地帯というわけではなかったので、雇用労働あるいは家内手工業への効果の分析としては限界があるかもしれない。

それにもかかわらず、以下では、あえて発見事実の一般化と仮説的命題の提示を行いたいと思う。

それは、世帯のコンテキストにおける個人の就業のあり方を、たとえ一時点ではあってもこれだけ詳細に示してくれる、しかもある程度のサンプル数をもった資料は、徳川時代についても明治期にかんしても他には存在しないからである。⁽⁴²⁾

1 明治初年農家世帯の就業構造ということにかんしてまず最初に指摘すべきは、生産年齢にある農家世帯構成員は全員就業の状態にあったという点であろう。これは年齢別有業率プロファイルを見れば明白なことで、女子のカーブの形状は——労働力からの退年齢がやや早いということと別とすれば——男子のそれと変わらず、90%以上の水準で高原型であった。女子の有業率プロファイルにかんするこのような特質は、ひとつには生活水準の低さ、もうひとつには自営業世帯の特性によるものと考えられる。前者の要因にかんしていえば、通常は勤労者世帯の女子有業率は高原型とはならないと考えられているが、18世紀末英国において救貧問題が深刻であった一農村における農業日雇労働者世帯の女子有業率カーブが高原型あるいはそれに近似した形状を示していたことから明らかなように、たしかに貧困が30歳前後の主婦の有業率を押し上げ、既婚者の有業率水準も未婚者のそれと変わらない状態をつくりだす可能性は否定できない。⁽⁴³⁾しかしその場合でも、東八代郡4カ村の全体の水準が男子と同じく90%を超えていたという事実には別の要因が考えられなければならない。その点に自営業農家である小農世帯の^{ベジント}ひとつの特質があったのである。たしかに、花房直三郎がかって指摘したように、「女子の有業者の多数なるは他に女子に適當すべき職業の有無に拘はらず主として其の農業に従事する者の多きに由る」ものであった。⁽⁴⁴⁾

2 農家人口がほぼ全員就業の状態にあったということは、農村部における農業以外の経済活動は兼業という形態で行われたということの意味している。すなわち、非農業活動は農家の余業だったのである。ただし、この余業の概念は今日からみればはなはだ広いもので、農業における雇用労働も、さらには養蚕のような商業的農業の一形態と看なされるものも含まれていた。

3 農家人口は全員就業の状態にあったのであるから、その有業率が^{ヴァリアブル}変数であったとはいえない。しかし、農家人口の余業就業率は、個人のライフ・サイクルないしは世帯上の地位によって、さらには世帯の経済的状态によって、かなり弾力的に変化をする変数であった。そしてこの事実は、自営業家計である農家の就業行動の解明に手がかりを与えてくれるであろう。農家人口の就業行動

注(42) 第1回の^{クワットリ}国勢調査が実施された1920(大正9)年以降の時期になっても、わが国では欧米におけるセンサス個票の利用にかんする百年ルールのような制度化がなされていない以上、歴史研究においてこれからも、『人別調』個票のような良質の資料を得る可能性はきわめて小さいといわざるをえない。

(43) Saito (1979) を参照。

(44) 花房(1907), 第319号の427頁。

明治初年農家世帯の就業構造(2)

には小農独自の論理があったのであろうか、それともより普遍的な就業行動様式の変型として理解しうるものなのであろうか。後者のアプローチに即していえば、勤労者世帯の労働供給行動にかんする経験法則として追試を経てきているダグラス=有沢の第一法則が、農業人口の余業就業行動の記述としてどこまで妥当性をもつかが問題となろう。

4 自営業家計である農家を念頭におくとき、ダグラス=有沢の第一法則は、農作からもたらされる所得が高い家計群の余業就業率はそれが低い家計群の余業就業率よりも低い、と読みかえることができる。そして、そのような関係が観察されたのは、(1)男女未婚者の雇用労働就業、(2)戸主あるいは壮年男子の日雇稼、(3)女子、とくに主婦の内職的な手工業への就業にかんしてであった。いわゆる出稼奉公や問屋制的な農村手工業拡大の背後には、「低賃金は低賃金を再生産する」という⁽⁴⁵⁾勤労者世帯において観察されるのと類似のメカニズムが働いていたといえる⁽⁴⁶⁾。他方、零細農家の場合には、婦女子のみならず、戸主の日雇稼もまた増加するという事実は、そのような農家における農作収入が何らかの事情で低下していったとき、あるところで雇用労働からの収入のほうが大きくなる点に達するであろうということの意味する。これは、自営業収入の大きい家計群ほど勤労者世帯への転換が少ないという、自営業家計の転換法則とまったく整合的である⁽⁴⁷⁾。そしてこの点は、あとつぎの地位にある男子未婚者の雇用労働就業についても同様である。自作農家の小作への転落は、たしかに非農業ないしは雇用労働者世帯への転換を促す効果をもっていたといえる。

5 しかし農家の余業には、ダグラス=有沢の第一法則のアナロジーでは考えられない場合が存在した。養蚕には未婚、既婚を問わず、男女ともに参加したが、いずれのケースでもその就業行動を家内工業への就業と同じ図式で考えることはできない。もし農作収入と養蚕就業との間に関連があったとしても、それは正の相関であって負の関係ではなかった。同様のことは、戸主あるいは壮年男子の商工(とりわけ商)兼業についても指摘できる。これらにかんしては、家計補助の必要性ということとは別の要因、たとえば営業上必要な資金の調達可能性などを考慮に入れなければならない。この第二タイプの余業について興味深いのは、その雇用労働・家内手工業就業への影響である。同一の農家階層に属する世帯を比較したとき、養蚕に従事するかあるいは商工を兼業する農家の雇用労働・家内手工業就業率は、そうでない農家の場合よりも低かった。すなわち、その効果は農作収入の余業就業率にたいする関係と同じであり、それゆえダグラス=有沢の第一法則と類同の

注(45) 有沢(1956), 57頁。ダグラス=有沢法則の正確な解釈——とくに第一、第二法則の関連——については、小尾(1968/71)をみよ。

(46) 農村工業化にかんするプロト工業化モデルは、このメカニズムの人口学約解釈を提示している。斎藤(1985), 第3章を参照。

(47) 小尾(1968/71), 9頁。

関係にある。したがってまた、自作・自小作から小作農家に転落しても、養蚕や商工営業によって農作からの所得を補っていた世帯は、それができなかった世帯と比較して、農家から非農業ないしは雇用労働者世帯へ転換する可能性がそれだけ少なかったということになる。

6 小作農家の増加も養蚕のような商業的農業の発展も、経済史研究史上はいずれも農村への市場経済浸透の一表現と看なされている。しかし上記4, 5から明らかなように、徳川から明治期にかけての市場経済化の進展に伴って農村の就業構造がどのような影響を受けたかをみるときに、農家の非農業ないし雇用労働者世帯への転換を——従来ややもすると暗黙のうちに考えられてきたような——^{ユニ・リニア}単線的・趨勢的な変化と仮定すべきではないであろう。その過程には、相反する方向へ作用する力が絡み合っていた⁽⁴⁸⁾ということ⁽⁴⁸⁾を忘れてはならないのである。

補論 統計的有意性の検定

表7, 8, 9, 10に示されたさまざまなグループ間の余業就業率の差が、どこまで統計的に有意かを確認しておく。方法は、2つのグループについて求められる割合の差にかんする正規偏差(z)検定である。すなわち:

	余業就業者	非就業者	計	就業率
グループ1	f_1	$(n_1 - f_1)$	n_1	$\hat{p}_1 = f_1/n_1$
グループ2	f_2	$(n_2 - f_2)$	n_2	$\hat{p}_2 = f_2/n_2$
計	f	$(n - f)$	n	$\hat{p} = f/n$

のとき、 $\hat{p}_1 - \hat{p}_2$ を検定するわけである。この表からも明らかなように、それは 2×2 の分割表を χ^2 検定するに等しい。

比較されるグループは農家階層別、養蚕農家の別、あるいは商工兼業農家の別によって分類され、それぞれ個人の属性(性、婚姻状態、戸主か否か)と余業タイプ別に検定が行われる。なお、農家階層によるグルーピングに際しては、多くの場合、直作と直下作を結合したグループを下作と対比させているが、割合の階層間変位の線型傾向に興味があるときは、サンプル数がとくに小さくならないかぎり、直作/直下作、直下作/下作という2組の検定をする。

以下、ケースごとに正規偏差 z の値を示す。符号がプラスのときは農家階層において上層のほう(あるいは養蚕・商工兼業農家のほう)が余業就業率が高いことを、マイナスの場合はその逆を意味する。両側棄却域を用いたときの1%, 5%, 10%, 20%点に対応する z の値は、それぞれ 2.58, 1.96, 1.64, 1.28であるので、結果を見やすくするため、20%点に達しない場合はダッシュ(-)を付してある。また*が付けられた値は5%, **は1%で有意なケースである。(なお、 z の計算にあたっては連続性の補正をしてある。以上の検定方法については、スネデカー・コ克蘭1967/72, 210-211頁による)。

注(48) この含意にかんしては、別稿においてもう少し詳しく論ずる予定でいる。

明治初年農家世帯の就業構造(2)

表番号	余業タイプ	属性	比較階層	z
7 A	養 蚕	男子未婚	直作+直下作/下作	—
		男子既婚	直作/直下作	2.462*
			直下作/下作	—
7 B	養 蚕	女子未婚	直作+直下作/下作	—
		女子有配偶	直作/直下作	—
			直下作/下作	2.147*
		女子有配偶(35未満)	直作+直下作/下作	3.037**
		女子有配偶(35以上)	直作+直下作/下作	—
7 A	雇用労働	女子離死別	直作+直下作/下作	—
		男子未婚	直作+直下作/下作	-2.337*
		男子既婚	直作+直下作/下作	-3.565**
7 B	雇用労働	女子未婚	直作+直下作/下作	-2.616**
7 A	非農・非雇用	女子既婚	直作+直下作/下作	-2.283*
		男子未婚	直作+直下作/下作	—
7 B	非農・非雇用	男子既婚	直作/直下作	—
			直下作/下作	—
		女子未婚	直作+直下作/下作	—
		女子有配偶	直作/直下作	-1.653
			直下作/下作	—
8	商	戸主(男子)	直作/直下作	—
			直下作/下作	1.647
8	工	戸主(男子)	直作+直下作/下作	-1.572
9	雇用労働	男子未婚	養蚕/非養蚕農家	-2.722**
		男子既婚	養蚕/非養蚕農家	-3.542**
9	雇用労働	女子未婚	養蚕/非養蚕農家	-1.324
		女子既婚	養蚕/非養蚕農家	—
9	非農・非雇用	男子未婚	養蚕/非養蚕農家	—
		男子既婚	養蚕/非養蚕農家	—
9	非農・非雇用	女子未婚	養蚕/非養蚕農家	—
		女子既婚	養蚕/非養蚕農家	-2.153*
10	雇用労働	男女計	商工兼業/非兼業	—
10	非農・非雇用	女子計	商工兼業/非兼業	-2.718**

引用文献(本号で言及された文献のみのリストである)

有沢広巳(1956).「賃金構造と経済構造——低賃金の意義と背景」, 中山伊知郎編『賃金基本調査』, 東洋経済新報社, 40-57頁。

中村隆英(1971).『戦前期日本経済成長の分析』, 岩波書店。

小尾恵一郎(1968/71).「労働供給の理論」『三田学会雑誌』第61巻1号; 西川俊作編『労働市場——リーディングス日本経済論』, 日本経済新聞社, 3-23頁。

斎藤 修(1985).『プロト工業化の時代——西欧と日本』, 日本評論社。

Saito, O. (1979). 'Who worked when: life-time profiles of labour force participation in Cardington

and Corfe Castle in the late eighteenth and mid-nineteenth centuries', *Local Population Studies*, no. 22, pp. 14-29.

スネデカー・コ克蘭 (1967/72). Snedecor, G. W., & W. G. Cochran, *Statistical Methods*, 6th edn, Ames, Iowa: Iowa State University Press; 畑村又好ほか訳『統計的方法』, 岩波書店。

(一橋大学経済研究所助教授)